春日部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例

春日部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第6号)の 一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が 引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合 にあっては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引 かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後

(基本方針)

(基本方針)

# 第2条

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当4 たっては、市、地域包括支援センター(法第115 条の46第1項に規定する地域包括支援センター をいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年 法律第133号) 第20条の7の2に規定する老人介 護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法 第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業 者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支 援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法律(平 成17年法律第123号) 第51条の17第1項第1号に 規定する指定特定相談支援事業者、住民による 自発的な活動によるサービスを含めた地域にお ける様々な取組を行う者等との連携に努めなけ ればならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

#### 第6条

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支 2 援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防 サービス計画が第2条に規定する基本方針及び 利用者の希望に基づき作成されるものであり、 (法第53条第1項に規定する指定介護予防サー ない。 改正前

## 第2条

指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当 たっては、市、地域包括支援センター(法第115 条の46第1項に規定する地域包括支援センター をいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年 法律第133号) 第20条の7の2に規定する老人介 護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法 第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業 者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支 援事業者、介護保険施設、住民による自発的な 活動によるサービスを含めた地域における様々 な取組を行う者等との連携に努めなければなら ない。

(内容及び手続の説明及び同意)

#### 第6条

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支 援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防 サービス計画が第2条に規定する基本方針及び 利用者の希望に基づき作成されるものであるこ 利用者は複数の指定介護予防サービス事業者 と等につき説明を行い、理解を得なければなら

ビス事業者をいう。以下同じ。) 等を紹介する よう求めることができる<br />
こと等につき説明を行 い、理解を得なければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支 援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又 はその家族に対し、利用者について、病院又は 診療所に入院する必要が生じた場合には、担当 職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に 伝えるよう求めなければならない。
- |4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又は|3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又は その家族から申出があった場合には、第1項の 規定による文書の交付に代えて、第7項で定め るところにより、当該利用申込者又はその家族 の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を使用する方法であって次に掲げる もの(以下この条において「電磁的方法」とい う。)により提供することができる。この場合 において、当該指定介護予防支援事業者は、当 該文書を交付したものとみなす。

5 (略)

- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算 機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電 子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報 処理組織をいう。
- |7 指定介護予防支援事業者は、**第4項**の規定に|6 指定介護予防支援事業者は、**第3項**の規定に より第1項に規定する重要事項を提供しようと するときは、あらかじめ、当該利用申込者又は その家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的 方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方 法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定介 護予防支援事業者が使用するもの
- 8 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

### 第32条

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当 職員が介護予防サービス計画の作成のため に、利用者及びその家族の参加を基本としつ つ、介護予防サービス計画の原案に位置付け た指定介護予防サービス等の担当者(以下こ の条において「担当者」という。)を招集し て行う会議をいう。以下同じ。)の開催によ り、利用者の状況等に関する情報を担当者と

- その家族から申出があった場合には、第1項の 規定による文書の交付に代えて、第6項で定め るところにより、当該利用申込者又はその家族 の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を使用する方法であって次に掲げる もの(以下この条において「電磁的方法」とい う。)により提供することができる。この場合 において、当該指定介護予防支援事業者は、当 該文書を交付したものとみなす。
- 4 (略)
- |5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算 機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電 子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報 処理組織をいう。
- より第1項に規定する重要事項を提供しようと するときは、あらかじめ、当該利用申込者又は その家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的 方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方 法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介 護予防支援事業者が使用するもの
- 7 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

#### 第32条

(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当 職員が介護予防サービス計画の作成のために 介護予防サービス計画の原案に位置付けた指 定介護予防サービス等の担当者(以下この条 において「担当者」という。) を招集して行 う会議をいう。以下同じ。)の開催により、 利用者の状況等に関する情報を担当者と共有 するとともに、当該介護予防サービス計画の

共有するとともに、当該介護予防サービス計 画の原案の内容について、担当者から、専門 的な見地からの意見を求めるものとする。た だし、やむを得ない理由がある場合について は、担当者に対する照会等により意見を求め ることができるものとする。

- (14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス 事業者等から利用者に係る情報の提供を受け たときその他必要と認めるときは、利用者の 服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又 は生活の状況に係る情報のうち必要と認める ものを、利用者の同意を得て主治の医師若し くは歯科医師又は薬剤師に提供するものとす る。
- (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、 介護予防通所リハビリテーション等の医療サ ービスの利用を希望している場合その他必要 な場合には、利用者の同意を得て主治の医師 又は歯科医師(次号及び第22号において「主 治の医師等」という。)の意見を求めなけれ ばならない。
- (21) の 2 前号の場合において、担当職員は、 介護予防サービス計画を作成した際には、当 該介護予防サービス計画を主治の医師等に交 付しなければならない。

(準用)

|第34条 第2条及び第3章から前章(第27条第6||第34条 第2条及び第3章から前章(第27条第6 項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該 当介護予防支援(法第59条第1項第1号に規定 する基準該当介護予防支援をいう。)の事業に ついて準用する。この場合において、第6条第 1項中「第19条」とあるのは「第34条において 準用する第19条 」と、第12条中「指定介護予防 支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防 サービス計画費(法第58条第2項に規定する介 護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が 当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合 に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当 介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費 の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する 特例介護予防サービス計画費の額」と読み替え るものとする。

原案の内容について、担当者から、専門的な 見地からの意見を求めるものとする。ただし、 やむを得ない理由がある場合については、担 当者に対する照会等により意見を求めること ができるものとする。

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、 介護予防通所リハビリテーション等の医療サ ービスの利用を希望している場合その他必要 な場合には、利用者の同意を得て主治の医師 又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。) の意見を求めなければならない。

(準用)

項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該 当介護予防支援の事業について準用する。この 場合において、第6条第1項中「第19条」とあ るのは「第34条において準用する第19条」と、 第12条中「指定介護予防支援(法第58条第4項 の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第 58条第2項に規定する介護予防サービス計画費 をいう。以下同じ。) が当該指定介護予防支援 事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」 とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介 護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第 59条第3項に規定する特例介護予防サービス計 画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。